

静岡県告示第691号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和3年8月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社ペッツ	焼津市下小田559番地の2	マーベル焼津教室	焼津市東小川1丁目8-4番 3階	令和3年8月1日	児童発達支援	特定なし